

平成 20 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 翻 訳 セ ン タ ー
代表者名 代表取締役社長 東 郁 男
(コード番号：2483 大証ヘラクレス)
問 合 せ 先 取締役経理担当 浅 見 和 宏
(兼)総務部長
(TEL . 06 - 6231 -8544)

内部統制システム構築に関する基本方針に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 . 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンス体制を整備・確立するために、当社ならびにグループ会社の取締役、および従業員を含めたグループ企業行動規範を定め、法令、定款および社内規程の遵守・徹底を図る。

コンプライアンス上の問題の未然防止、早期是正のために、コンプライアンス担当役員を長とした委員会を組織し、社内および社外（弁護士）にコンプライアンス相談窓口を設置する。報告・通報内容は、コンプライアンス委員会が調査し、総務部と協議の上再発防止策を決定するとともに、全社的に再発防止策を実施する。

万が一コンプライアンス上問題となりうる事態が発生した場合は、コンプライアンス担当取締役は委員会に諮り、その状況・対策その他必要な事項を、直ちに取締役会および監査役に報告する。

2 . 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令および社内規程に基づき、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録して適切に保存および管理する。

取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3 . 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントの確立に向けてリスクマネジメント規程を制定し、リスクの予防および危機発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役またはその指名する者を本部長とする

対策本部を設置して迅速な対応を行ない、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4．取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程により、月1回これを開催することとし、また必要に応じ適宜臨時に開催して重要事項の決定を行うとともに、相互に業務執行の監督を行う。

経営戦略の浸透および各部署の適時適切な現状報告を目的とし、取締役および監査役と各部署の責任者を構成メンバーとする経営会議を月1回開催する。

取締役は中期経営計画および年度経営計画を策定し、適正かつ効率的な経営を執行する。

5．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ企業すべてに適用する行動指針としてグループ企業行動規範を定め、グループ全体のコンプライアンス体制を整備する。

子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を行わせ、重要な事項については関係会社管理規程を制定する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務の遂行に関して補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査担当者を監査役の補助すべき使用人として指名することができる。また、監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮命令は監査役が行うことにより、取締役からの独立性を確保するものとする。

7．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

代表取締役および取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

取締役および使用人は監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、職務執行に関する以下の事項について監査役に報告および情報提供を行う。

- ・ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
- ・ 法令定款に違反する恐れのある事項および不正の行為
- ・ 毎月の会計関連資料
- ・ 内部監査が実施した内部監査の結果
- ・ コンプライアンス相談窓口への通報状況
- ・ 上記以外のコンプライアンス上重要な事項

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会その他重要な意思決定の過程および業務の執行状況を直接確認するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。

代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

以 上